

議案第 9 7 号

山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例等の一部改正について

山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 4 条第 3 項並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 8 の 2 第 2 項及び第 3 4 条の 1 6 第 2 項の規定により、山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年山都町条例第 1 3 号）、山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年山都町第 1 4 号）及び山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年山都町条例第 1 5 号）を定めるに当たっては内閣府令を参酌して定めることとされているところ、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和 7 年 9 月 1 0 日に公布され、同年 1 0 月 1 日から施行されることに伴い、山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてそれぞれ一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 山都町特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山都町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

第1条 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号</u>)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第2条 山都町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第3条 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（１）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（２）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後 3 年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3 ～ 5 歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（３）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
 （※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和 7 年 10 月 1 日（ただし、（２）②は令和 8 年 4 月 1 日、（３）②は公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日、（３）③は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の**通報義務**
 - ・都道府県等による**事実確認**や児童の**安全な生活環境を確保**するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する**児童福祉審議会等による意見**
 - ・都道府県による虐待の状況等の**公表**
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館